

## 第126回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年9月28日（金）10:00～12:20

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、永瀬 伸子、野呂 順一

### 【幹事等】

人事院事務総局調査職、内閣府大臣官房総括審議官、個人情報保護委員会事務局総務課、金融庁企画市場局総務課調査室長、復興庁調査・調整班、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長、環境省大臣官房環境計画課計画官、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官

### 【審議協力者】

萩野 覚（福山大学経済学部教授）

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長、吉野政策企画調査官  
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官

4 議 事

- （1）国際統計機関における人材育成について
- （2）諮問第117号「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」
- （3）諮問第118号「国民生活基礎調査の変更について」
- （4）諮問第119号「作物統計調査の変更について」
- （5）統計委員会運営規則の改正等について
- （6）統計委員会専門委員の発令、分科会及び部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の指名について
- （7）その他

## 5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第126回統計委員会を開催いたします。本日は、西郷委員、宮川委員が御欠席です。

それでは議事に入ります。初めに、本日招聘いたしました萩野先生に「国際統計機関における人材育成について」御講演いただきます。

萩野先生は、2016年から広島県の福山大学経済学部にお勤めですが、それまでは、日本銀行で資金循環統計や国際収支統計の作成に長く従事されたほか、IMF国際収支委員会やOECD・直接投資ワーキンググループにメンバーとして参画され、国際的な統計プロジェクトに従事された経験をお持ちです。また、IMF統計局に4年間、OECD統計局に3年間勤務され、国際統計整備の分野でも御活躍されております。ちなみに、私が日本銀行にいたときのパリ事務所長で、フランス語にも堪能でいらっしゃいます。

本日は、萩野先生に、国際統計分野における豊富な知見を踏まえて、「統計分野における国際人材育成について」を御講演いただきます。特に統計作成府省の幹事の皆様におかれましては、統計改革の重要な課題となっている「統計人材の育成」、「国際統計分野における貢献の拡大」に向けて、具体的な施策につながる新しいヒントを得ていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、萩野先生、よろしくをお願いします。

○萩野教授 福山大学の萩野です。本日は、貴重な機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

「統計分野における国際人材育成について」、私の経験を踏まえて話させていただきます。

まず、なぜ私がここで話をするに至ったかは、略歴とともにお話しします。お手元の資料の2ページです。萩野略歴を御覧ください。

今、御紹介いただきましたけれども、私は1989年、平成元年に日本銀行に入行いたしました。フランスへの留学を終えた後に日本銀行の調査統計局に配属されたわけですが、そのときに、資金循環統計、これはSNA体系の1つですが、この見直しに関与しました。これは1993年のSNAに対応した統計開始以来の抜本的な見直しでして、当時、統計専門家育成が日本銀行、特に調査統計局の課題であったようです。ちょうど留学を終えて帰ってきた私とその課題に対応することとなり、2年ごとの異動のローテーションが通常のところ、6年間これに従事しました。

その中で国際会議に出席する機会にも恵まれ、私自身国際的な議論の面白さを知りました。また世界的に見た自分のレベルの低さも知りましたので、是非国際機関で働きたいと強く主張いたしましたところ、IMFの統計局で2000年から働く機会を得ました。

その後、IMFでの経験を踏まえ、国際収支統計の整備に従事いたしました。IMFの国際収支委員会に財務省とともに出席もいたしました。2006年から2008年の日本銀行パリ事務所長のときには、OECDの本部が近くでもあり、引き続きこの統計の仕事をし

した。そのときには、直接投資統計ワーキンググループの副議長や、OECD中国直接投資対話の議長をしました。

帰国後、調査統計局に帰りまして、統計整備グループ長として日本銀行の統計の国際的な対応に従事いたしました。その後、OECDでしっかり仕事したい思いもあり、OECD統計局で働く機会を得まして、その後、内閣府の経済社会総合研究所で働かせていただきました。現在は、2016年から福山大学で教鞭をとっております。

3ページを御覧ください。そのIMFの統計局で私が何をしたかです。IMFの統計局は、大きく分けて金融機関部、国際収支部、政府財政部、実体経済部、またデータディセミネーション部から構成されています。国際収支部、政府財政部はこの名のとおりですが、金融機関部は、マネタリーサーベイですとか資金循環統計といった金融統計の作成をしている部署となります。作成といいますか、データを収集し、整備する仕事をしています。実体経済部は、GDP統計、物価統計が主たる業務ですが、近年、資金循環統計とも近い部門別勘定の整備に取り組んでいます。従事者は合計100名程度の部署です。

私自身は、金融機関部におきまして、資金循環統計の作成に関するガイドの執筆や、途上国における金融統計整備の技術支援を行いました。実際に途上国に二、三週間ミッションに行く仕事です。また、ROSCミッションに関与しました。ROSCミッションと、これは数年前日本にも来ました、Standards and Codes、国際標準に関するレポートで、各国の統計がどれだけ国際標準に従っているかを評価するミッションです。

次のページを御覧ください。OECD統計局は、大きく国民経済計算・金融統計部、貿易ビジネス統計部、家計・進歩統計部があります。国民経済計算はその名のとおりですがけれども、貿易ビジネス統計部は、後ほど少し話をいたします企業特性別貿易統計、サービス貿易統計、企業・企業家統計を整備しています。家計・進歩統計部は、幸福の指標を整備しています。スタッフは100名弱です。

私自身は、国民経済計算・金融統計部、貿易ビジネス統計部、この両部のコンサルタントとしてOECD金融勘定のメソドロジー（方法論）の見直しをやりました。また、付加価値貿易指標の整備にも関与いたしました。これは、具体的には企業特性別貿易統計の整備で、未整備の国に対して整備を働きかける仕事が主であり、日本は未整備の国の1つになっております。

次のページを御覧ください。ここでIMFとOECDの特徴を比較しています。これはあくまでも私の経験に照らしてですが、人材育成に関しましては、まずIMFは若手の育成にリソースを割きます。一方で、OECDは、でき上がっている人材を活用するイメージです。

例えばIMFでは、英文ドラフトの修正に時間を割いてくれる印象がありました。もちろん私の英語がひどかったのですけれども、よくつき合ってくれたなどの印象があります。一方で、OECDでは、英文論文を書けることが条件というか前提になっていまして、私の英語は相変わらずひどかったのですけれども、そのまま出ていくような感じでした。

いずれの機関でも業務遂行のための専門知識、これは自国において修得していることが前提と思います。ただ、OECDの方が要求される専門知識のレベルは高い印象を持っています。

IMFは若手の育成にリソースを割くと申し上げました。どのように育成するかにつきまして私の経験では、まず（IMFに）入りましたら発展途上国の技術支援に係るミッションをいたします。メンタリングミッションというもので、キャリアの長いシニアエコノミストと一緒にミッションに行きまして、レポートのドラフト指導をしてもらいます。例えば私の場合はモンゴルに最初のミッションに行きましたけれども、現地においてドラフトを書き、添削してもらって、「こういうところを聞き、こういうことを書いてレポートするのだ」との指導をもらった後、今度は1人でアフリカなどでミッションに行つて、レポート作成し報告します。これで経験を積んだ後、GDDSミッションやROSCミッションといった分野横断的なミッションに参加し、他の分野の専門家と議論をする機会を得ます。これによって専門性を高めるとともに、自分の知識の幅も広げることで人材育成をしていく形です。

次のページを御覧ください。業務面での比較ですけれども、IMFは実際に国のモニタリングをしているアジア太平洋、アフリカといったエリア局の業務に資することを第一の目標にしています。一方で、OECDですが、これは最先端の統計整備をリードすることを目標にしています。これは、IMFが途上国、OECDが先進国を主に対象にしていることに由来します。

統計整備の進め方につきましては、IMFは、自ら所管する統計のメソドロジーを一部の専門家を集めた委員会（国際収支）で作るとか、金融とか財政統計は、アドバイザーグループを作り、自らの中で（メソドロジーを）策定していきます。

一方、OECDは、どちらかといいますと、いろいろなところと協調してやっていくイメージがあります。例えば、OECDの他部署、統計局以外の部署、あるいはWTO、ユーロスタットといった国際機関と一緒にやっていく、あるいは加盟国と協調して統計整備を進めていくイメージです。

付加価値貿易指標のお話をしましたが、2011年に指標の公表を開始いたしました。この指標は、OECDの統計局ではなく、産業イノベーション局がOECD産業連関表を使って作成しているものの、発表はWTOと共同で行う形式をとっています。統計局は、この指標の改善に資するような統計整備をしています。その要素の1つが先ほど申し上げた企業特性別貿易統計です。

次のページを御覧ください。例えば国際機関で実際に働くことを想定した場合、どのようなことが言えるかを少し申し上げます。まず採用事情ですけれども、近年は公募が基本になっています。従来から出向の枠はあるものの、原則として公募に応じて選ばれる必要があります。ただ、専門性が高い人材は、その都度出向などの形で受け入れの可能性があります。

この点少し申し上げますと、近年、統計のメソドロジーの充実、例えばSNAを整備する、改定するといったスキルにとどまらずに、どちらかという統計の活用、どのように自分の統計を広げていくかに貢献できる人材を求める傾向があります。

あと、OECDでよく見られるのは、特定プロジェクトに対するボランティアコントリビューション（自発的貢献）、これに資金供給国からの人材を配置する形で人を送っていくものがあります。さらに、若手については研修で送り出す余地があります。これは、統計以外の分野では、幾つかの省庁で行われているものではないでしょうか。

次のページを御覧ください。国際機関における人事異動ですが、これは定期的な異動はないとの前提に理解をいただいた方がいいかと思います。具体的には、自ら専門性を持つ領域、例えば私の場合ですと、金融統計や国際収支統計の分野で生涯をかけてキャリアを蓄積していくのが基本です。自分の専門分野と異なる分野で仕事をする、例えば私の場合は、財政統計や国民経済計算で仕事をするのは極めてまれです。ただ、異なる分野の専門家と議論をする機会は多いわけですから、専門性の幅を広げていく余地は大いにあります。

ただし、キャリアの中で知識の幅を広げる、あるいは、少し長年やり過ぎたことでモチベーションが低くなっているスタッフに、モチベーションを高めるために局内の他部署に異動することもあります。これをキャリアの中で1回、2回経験するスタッフも少なくありません。ただ、全く異動を経験しないスタッフもいます。

昇格については実績に応じて行われ、例えばエコノミストからシニアエコノミストへの昇格は行われますけれども、マネージャーへの昇進については、公募に応じて選ばれる必要があります。

次のページを御覧ください。スタッフの出身国は私の印象ではEU諸国、カナダ、オーストラリア出身者が多いと思います。なぜかこれらの国では、自国の統計整備プロジェクトが国際統計整備と密接な関係があると思っています。例えば、企業特性別貿易統計は企業レジスターと貿易統計とをマイクロベースでリンクしていく。これによって、「どのような企業が輸出入をしているのか」「何がどこの国と貿易している」という従来の貿易統計ではなく、「どのような性質を持った企業が輸出入をしているか」を明らかにするもので、これは、実はEU諸国の取組を踏まえてOECDが追随したものです。EU諸国は企業レジスターが整備されてきた背景を踏まえて、このレジスターを使っていく余地はないかとの観点から始めたものと聞いています。

カナダやオーストラリアはこうした国際的な議論に非常に敏感で、こうした議論を踏まえて、自国の統計整備プロジェクトの中で統計整備、この国際的な統計整備に高いプライオリティーを置き、企業特性別貿易統計を整備しました。

先ほど申し上げましたけれども、我が国はこれが未整備です。実は、この案件は、当初から公的統計の基本的計画の中に入っています。ただ、実現されずに残っており、私はOECDにいたときに、日本の当局に対してこれを整備してくれないかをお願い申し上げたわけですが、実現されませんでした。結局、日本に帰って経済社会総合研究所で働きながら自分の球を自分で返すことで、試作させていただいた経緯があります。

出身国に戻り、もちろんこうしたプロジェクトを英語で進めますので、国際機関で貢献できる実力が自然に備わってきます。EU諸国のスタッフの方々も非常に英語に長けていると言えます。

英語に強い英米ですけれども、英国は、統計局、中央銀行ともに国際的な人材供給に注力し、積極的に送ってきたイメージがあります。一方で、米国は、マネージャーレベルを除けば、どちらかという自然体かと思えます。結果的には自然体ですが、いろいろ米国の若手の話を聞いてみると、自分で「国際機関に行きたい」と有能な人は思っているのですが、なかなか上司が離したならず、結果的になかなか若手が行かずに上司が行く結果になっている、と聞いています。

次のページを御覧ください。国際機関統計局における日本人ですけれども、皆様も御認識があるかと思うのですが、日本人は、絶対数としても、国の経済規模と比較しても極めて少ないと言えます。例えば、IMFでは、日本人スタッフは機関全体として少数で、日本の経済規模と比べて日本人のスタッフは少ないと言われています。その中でも統計局は非常に少ない。ほぼ2人とか、3人とかです。私が行ったときは1人のときもありました。

統計の人材については、日本人の潜在的な能力が劣っているとは思いません。ただ、統計、特に同一の統計、自分の専門分野の統計に従事した経験が不足しているかなと思います。絶対的に、先ほど申し上げましたEU諸国、カナダ、オーストラリアと比べ不足している。また国際機関でプロジェクトをリードできるだけの実力を蓄積している人物は少ないかと思えます。これはあくまでも国際機関で自分が働いた経験からの自分に対する思いと御理解いただきたいと思えます。

統計の国際会議を見ましても、日本は提案を受け入れるか受け入れないか、できるかできないかの議論にとどまっており、提案自体を行って国際的な議論、プロジェクト推進に貢献することは非常に少ないと思えます。これは同様に一般論といたしますか、私自身に対する思いです。

次のページを御覧ください。では、「国際的な対応の在り方はどうあるべきか」ですけれども、日本は、世界の主要国の1つであり、統計に関する国際会議で重要な役割を期待されていることは言うまでもございません。OECDにいたときに、ある府省から「SNA改善に関するOECDの役割を調べて欲しい」との要請があり、いろいろ調べ、聞いて回りました。国民経済計算部の責任者と話をしていたときに、いろいろ説明を聞いた後に「OECDではこういうことをやっていたのだけれども、日本の役割はどうなのか」「日本はどれだけSNAの見直しに貢献したのか」と強く言われた経験もあります。

日本は、EU諸国のように統計の調和に先進性があるわけではございません。ただ、経済システムのレベルから見ますと、少なくともアジアにおける統計整備は、リードしていく立場にあると思えます。

また、世界にとってだけではなく、日本にとっても統計の国際基準を日本にとって都合のよいように作り上げていくのは日本の国益にかないますし、アジア諸国に日本の方式を広げていくのは、日本のソフトパワーを広げていくことにつながると思えます。結果的に、

そうした取組を通じての成果として統計分野の国際人材となる候補者がようやく出てくるのではないかと感じています。

次のページを御覧ください。やや理想的なことを申し上げましたけれども、もう少し言わせていただければ、今後の国際対応に関し、統計の国際的な整備、あるいは国際基準策定については、積極的かつ能動的な、あるいは働きかける、貢献するような対応をすることによって、日本の地位を上げることもそうですけれども、国際人材の候補者を養成する機会にされてはどうかと思っております。

また、国際会議において、海外の統計家は長くキャリアを積んでいます。そうした人たちと実質的な議論ができるためには、人事異動の間隔の長期化が重要なのではと思います。「人事が停滞する」との指摘があるかと思いますが、府省の中で、部局間で異動するのではなく、同じ分野で働きつつ場所を変えることで停滞を防ぐとの発想の転換ができないかと思います。

私自身、実は日本銀行の中で局間異動はしたことがございません。必ず異動するときは転勤をとまっております。しかしほぼ経歴を通じて統計分野に何らかの関わりを持ったキャリアを積みました。これで自分自身のモチベーションが低下したかといいますと、やればやるほど私自身のレベルの低さを感じ、向上心が芽生えた経緯もあります。人事の停滞は、これで起こることはないと思います。

更に言えば、統計の国際会議、これで議長、副議長ができるような体制作りが必要と思います。例えば、内閣府で国民経済計算部国際基準課ができたと聞いております。是非、体制を充実していただきたい、と思います。

最後に、国際的人材に係る提案と、今のまとめをいたします。若手の国際機関での研修派遣は実現可能かと思います。ただ、その派遣された若手がそのまま統計専門家として育つか、残るかについては、どうかなと思います。もしかすると他の分野で活躍していく若手も多いのではないかと思いますけれども、やや疑問があります。であれば、ある程度経験を積んだ専門家を国際機関に採用してもらいたいと思うわけで、その1つの方法としては、ボランティアコントリビューション（自発的貢献）が有力かなと思います。

例えばOECDでは供給使用表整備のプロジェクトに貢献する専門家を求めていると聞いています。我が国でもこの供給使用表の整備は課題になっていると聞いていますので、国内で整備するとともに、国際的な議論にも関わっていく人を育ててもいいと思います。

では、育成にはどのくらいお金が必要かですけれども、1人につき2,000万円強の予算規模ではないかと思います。これは、その人の給与、出張費など等を含めてですが、これは実際にこうした話でどうかと承ったことがあります。ある府省に、「こういう話があるのですけれども、どうでしょうか」と相談した経緯もあります。実際にそじょうに乗せていただき、予算措置ができるか検討していただきました。残念ながらそのときには予算がつかなかったわけですけれども、全くそじょうに乗らない話ではないと思います。

究極的にはシニアによる国際機関ポジションへの応募が必要かと思います。これは、私がOECDで3年間働いた後、たまたまセクションチーフのポジションの公募があり、応募したときの経験を申し上げます。OECDの場合は3段階で選考します。まず書類選考

です。ここで経歴、業績の評価です。これは、論文を書いたかや、どのような統計整備計画を実行したかが問われます。それから、英文の論述試験です。これはその場に行ってやるよりも時間を区切ってEメールで提出します。テーマは、経済の問題とよりも、その自分がやるプロジェクトの案件に関係するテーマについて問題解決型で英文を書くものです。例えば、私の場合、ハンガリーの中所得のわなを、グローバルバリューチェーンを使って脱出するためにどのようにしたらいいかとの問題も出されたように記憶しております。それから面接です。これは、プロジェクトの推進方法についてパワーポイントでプレゼンをいたします。プレゼンについて質疑応答をしますが、OECDの場合はフランス語の応答もありました。

実は、国際機関とかOECDの公募では、第2外国語が障壁になると言われるのですが、全然できないと障壁になるのですけれども、OECDでやった限りでは、聞いて理解できればよいレベルです。実際に何を聞かれたかといいますと、フランス語で「スタッフの育成についてどう思いますか。どうすればスタッフが働くようになると思いますか。」とのマネージャーとしての意見を問われる質問でした。それに対する答えは英語でいいと言われましたので、聞いて理解できればよいレベルかと思えます。

この結果、多数の応募があり、結局オランダ人女性がセクションチーフになりました。これは私の実力が至らなかった面が99%ですけれども、1%は、企業特性別貿易統計、マイクロデータリンクをやるわけですが、オランダはマイクロデータリンクが進んでいるのです。日本では、私がやりようにもなかなかできない状況で、業務の実績がないわけです。そうすると、業務の実績があり、「こういうアチーブメントをやりました」「これからOECDでこういうことをやっていきます」という人が当然セクションチーフになるのだらうと、私はその後自身でも理解しました。今日はこのような形で偉そうなことを申し上げましたけれども、どちらかといいますと、今日お話し申し上げたのは、このような私の失敗経験です。頑張ったけれどもなかなかうまくいかなかったことを踏まえ、是非次の世代の方々に、私の失敗を乗り越え、踏み台にして、是非国際機関で活躍していただきたいと、次世代を育てる観点でお話をさせていただきました。大変つまらない話でお時間をいただきまして、ありがとうございました。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

萩野先生の御講演について、御質問あるいは御意見等がありますか。どうぞ。

○川崎委員 萩野先生、大変貴重なお話をありがとうございました。

実は、私も40年ほど前に国連に勤務をしたことがあるので、そうした経験を思い出しながら、またより新しい、特にOECDやIMFの御経験など、大変参考になったと思います。

いろいろ人材育成の課題は確かにあるなと思いますが、国際人材を育てるには、恐らく私は、その山を高くすることと裾野を広くすること、両方が必要なのだらうと思うのです。どちらかという、今のお話はかなり山を高くするといいますか、突出した人をいかに伸ばしていくかのお話にかなりウエイトがあったかと思うのですが、もう一方で、私は、



裾野を広くして、その国際人材になり得る候補者を広く見つけるとか、そうした人を引き付けていくプロセスが必要かと思うのです。

そうした意味では、どうしたら良いかはなかなか難しいところで、国際会議に出席するのがまず第一歩ですが、なかなか数が稼げない、場を広げられない。そこで、例えば、国際会議を日本で開催するのもありかと思えます。ところが、なかなか「言うは易く行うは難し」で、手を挙げたりセッティングするのは非常に難しく、何かうまい工夫はないだろうか。情報を集めたり、あるいは会議のセッティングするのにいい工夫はないか、御意見をお尋ねしてみたいと思いました。

それからもう1点、新規採用、国際機関に採用されるためにいろいろ試験などプロセスがあることを私も承知していますが、例えば、国連統計局の場合、英語で、しかも相当な統計学の知識を要求され、実は、両立させるのが日本人には非常に難しい人が多いのです。これをどうクリアしたらいいか。勉強するしかないのですけれども、国連の場合とOECDの場合、IMFの場合、多分機関ごとに違うのだらうと思うのですが、何かそういう試験の対策みたいなもので、あるいはOECDとかIMFなどでの対策で、何かこのようなことをされているのを、御経験なり周囲からのお話でお聞きになったことはありませんか。

○萩野教授 ありがとうございます。

国際人材、裾野を広くするのは本当にそのとおりで思っております。国際機関にできるだけ出るとともに、できるだけいろいろ発言していくのもそうですが、国際会議については、ローテーションの中で参加していくと、非常に裾野を広くすることと、頂を高くすることは、相反する関係にもあると思っております。裾野を広くしようと思っておりますいろいろな人を出すと、毎年毎年国際会議に出る人が違ってきます。日本は「毎年出席者が変わっている」となると、これはこれでまた目的にかなわないのです。ですから、ある程度国際会議に出ていく人とは、固定した方がいいと私は思っています。ただ、一方で裾野を広くすることも重要かと思っておりますので、多く英文での論文を書いて学会等に投稿していくのはあると思います。

国際会議を日本で開くのは非常に難しいのですけれども、学会のようなものを非公式に日本で開催するのは、比較的運営管理の面では簡単かと思えますし、政府の方々も学会に頻繁に参加いただいて、こうした学会であれば日本で開催してはどうかと言っていたら、開催に対して組織の方もある程度支援いただくことができれば、どんどん日本の中で国際的な議論ができると思ったりします。

ただ、英語の問題は、どうやって話せるかを考えたときに、内容のある議論ができなければいけないわけで、英文論文を書けなければ仕方ありません。まずそこが大前提になると思いますので、まず英文での論文を書く、国際的な機関に論文を出すことを是非各機関の方には助成していただきたいのです。

採用についての対策は難しいところですが、結局、私が経験して思ったのは、今、目の前にある仕事を一生懸命やる、目の前にある国際課題を思いっきり精力をかけてやっていくのが一番いいと思います。ただ、今の話で言えば、英語でのプレゼンテーション能力です。同じ知識があっても、どううまく伝えるかに、日本人とアングロサクソンあるいはオ

ランダの方々との間に大きな差があると思います。プレゼンテーションの練習または研修について、力を入れてやっていってもいいと思います。あと、英語の論文で落ちることもあると思います。先ほど申し上げたどんどん英語を書いていくことが重要かと思います。

若手の研修派遣については、統計分野で人材が残っていく可能性は懐疑的と申しあげました。ですが、裾野を広げるとの観点では、たとえ統計分野に残らなかったとしても候補者をどんどん作っていく点ではいいと思います。また、研修を踏まえた若手であれば、国際会議に臨んだときにどんどん自分の意見を言うていくこともできると思いますので、その辺から始めていただければと思います。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はありますか。

時間が少し迫ってきておりまして、議論をここで止めざるを得ません。今後もいろいろな御意見があって、お聞きしたいことがたくさんあると思いますので、萩野先生には申し訳ないのですけれども、これからもいろいろな質問等に対して、書面なりでお答えをお願いしたいと思います。

この時点で、まとめさせていただきたいと思います。

本日の萩野先生の御報告は、日本の統計分野における国際人材育成に関する課題を非常に明確に提起されたと思います。これは、国際分野のみならず、統計分野全体の人材育成の問題です。資料に記載してある「国際」をほかの言葉に変えればほぼ全てにまた適用されるような状況で、それがこの人材育成の最大の問題になります。

国際の面に焦点を合わせますと、国際的に通用する統計人材の育成のためには、各府省がまずその人事異動の長期化などを通じて、統計の専門家をしっかりと育成し、その上で、人事異動の一環として当該の人材に国際的な統計プロジェクトや国際機関での勤務経験を積ませていく必要があります。この場合、その人事異動がありきではなく、人材育成がありきで人事異動はそれに付随する形です。これが逆になっているのが現在の状況ですので、それを何とかして人材育成、しかも国際的な人材育成、それから専門家としての人材育成に重点を置いた形の新しい組み方をする必要があると思います。

この日本の行政機関の一般的な人事運用にはなじまないかもしれませんが、統計改革を実効性のあるものとしていくためには、トップクラスの専門家の育成が大事であり、こうした方向に向かっていくことが大切だと思っています。

今回の統計法改正によって、統計委員会は、自らの意見を述べるとの機能を付与されました。したがって、統計委員会としましても、こうした新しい機能を活用して、各府省の統計幹事と連携を密にして、各府省における統計人材の育成をあるべき方向に持っていきたいと考えています。あくまでこの専門の人材の育成、この人材の育成は統計に絞っておりますが、全てに当てはまるものでもあり、この点を考えていきたいと思っています。

萩野先生、お忙しい中、遠方からお越しいただきまして、どうもありがとうございました。

ここで3分間休憩といたします。休憩後の議事では、諮問内容について審議を行いますので、関連のある統計幹事については、引き続き御出席をお願いいたします。

以上です。

( 休 憩 )

○西村委員長 それでは、委員会を再開します。

次の議事に移る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と合わせて確認いたします。

本日は、諮問が3件、委員会の運営に関する案件が2件あります。

まず、先ほど御講演いただきました「国際統計機関における人材育成について」のほか、「諮問第117号『全国消費実態調査及び家計調査の変更について』」が資料2-1と資料2-2、「諮問第118号『国民生活基礎調査の変更について』」が資料3-1と資料3-2、「諮問第119号『作物統計調査の変更について』」が資料4-1、資料4-2及び資料4-3、「統計委員会運営規則の改正等について」が資料5-1から資料5-9まで、「統計委員会専門委員の発令、分科会及び部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の指名」が資料6-1、資料6-2及び資料6-3、「毎月勤労統計について」が資料7-1と資料7-2、「平成31年度の統計改革に関するリソースの要求状況」が資料8です。資料の確認は以上となります。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。

諮問第117号「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」の諮問についてです。総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 統括官室、澤村です。

今般、資料2-2にありますように、全国消費実態調査及び家計調査につきまして、調査計画の一部を変更したいとの申請がありましたので、統計法の規定に基づき、本委員会の意見を伺うものです。

それでは、資料2-1に基づきまして、諮問の概要を説明いたします。

まず、スライド1、家計に係る統計調査の体系から説明を始めます。家計に関しましては、5年に1回実施され、家計の構造を、所得、消費及び資産の観点から総合的に把握する全国消費実態調査、そして、毎月、家計収支の実態を把握する家計調査という2つの基幹統計調査と、この2つの調査を補完する一般統計調査から家計の構造や動向を把握し、その結果を広く提供している体系になっています。今回は、この2つの基幹統計調査の変更を計画しているものですが、家計調査につきましては、全国消費実態調査の変更に伴う一部の改正となっています。

次のスライド2において、5年前の平成26年の全国消費実態調査の調査の概要から説明いたします。この全国消費実態調査は、全国の市部、郡部別に層化無作為抽出される約5万6,000世帯を対象とする甲調査と、家計調査の家計簿記入が完了した2人以上世帯から無作為抽出される約700世帯を対象とした乙調査から構成されておりました。

甲調査につきましては、世帯票、年収・貯蓄等調査票、耐久財等調査票及び家計簿の4種類の調査票を使用いたしまして、このうち家計簿調査は、2人以上世帯が3カ月間、単

身世帯が2カ月間にわたって記入を求めるといふ、報告者にとつても、また実査を担う地方公共団体約5,000人の調査員の方にも大きな負担を伴う調査となつておりました。また、乙調査につきましても、1カ月の記入とはいへ、個人収支、つまり小遣い帳の記入を求めるといふ負担の大きな調査となつています。

次のスライド3では、この調査の主な利活用状況をまとめています。この調査の結果は、税制、社会保障を初めとする各種の審議会等における検討基礎資料や、中でも生活保護基準の評価・検証など、国民生活にも密接に関わる重要なデータとして活用されているほか、SNA（国民経済計算）の推計、さらに、大学・シンクタンク等における分析の基礎資料としても活用されています。

次のスライド4では、家計調査の概要を整理しておりますが、今回の変更は、調査事項欄の赤字部分、家計簿と貯蓄等調査票の一部について、全国消費実態調査の変更に伴い見直しを実施するものですので、ここでは詳細な説明は省略いたします。

では、次のスライド5に基づきまして、今回の全国消費実態調査の変更の背景事情と、見直しのポイントの全体像について説明いたします。家計に関わる統計につきましては、左側にありますように、まず高齢化の進展に伴い資産分布が所得分布以上に拡大している中、格差・貧困等の政策立案においては、資産、負債の保有状況を考慮するよう求められているところですが、資産の分散は、消費と比べまして格段に大きくなっておりまして、資産統計の精度向上を図るためには、消費と切り離れた大規模な標本拡充が必要となっております。また、ジニ係数や相対的貧困率など、所得分布に関する統計につきましても、政策立案やその推進を図る上でニーズが増大しており、この対応としても消費と切り離れた大規模な標本拡充が必要となっております。

さらに、近年、全世帯に占める単身世帯比率が急激に上昇しており、また生活保護受給世帯の8割は単身世帯であり、その約半数を高齢の単身世帯が占めるなど、単身世帯の家計実態を把握する重要性が増大しており、2人以上世帯から単身世帯を含めた総世帯へと家計統計の対象を充実する必要性が高まっていますが、前回調査における単身世帯の標本規模は全体の約8.3%にとどまっており、行政ニーズに的確に対応するためには、単身世帯・総世帯の精度向上を図る上での標本拡充が必須の課題となっております。

一方で、本調査は、先ほど説明しましたように、記入の負担が非常に重いことに加えまして、家計の詳細を把握する必要性から忌避感が強い調査ともなっております。このため、当初、抽出世帯の回答割合は記載のとおり大幅に低下しているほか、最終的な回収率を維持するのに必要な調査対象世帯確保のために、調査員が依頼・訪問する世帯数も増加している傾向です。このような現状は、非標本誤差として統計精度への影響も懸念されるほか、調査員の確保の面でも大きな支障となっており、調査の在り方を抜本的に見直すことが調査実施の継続性、フィージビリティの確保の面からも急務です。

今回の変更は、こうした相反する様々な問題解決を図るため、詳細には後ほど説明いたしますが、右側にありますように、①としてショート・ロングフォーム方式を導入いたしまして、年収・貯蓄等調査票や、②にありますように、単身世帯の標本規模を大幅に拡大する一方で、③にありますように、家計簿の記入期間を1か月間短縮することや、④にあ

りますような耐久財等調査票の廃止、⑤にありますようなオンライン家計簿の導入等を通じた報告書や統計調査員の方の負担軽減を図るとともに、⑥にありますように、同時期に実施される家計調査等のデータを活用するなど、調査計画の全般にわたって見直しを行うものとなっています。

次のスライドで変更後の調査体系を概観しますと、全国消費実態調査につきましては、世帯票と年収・貯蓄等調査票の記入を求める簡易調査の対象となる約4万4,000世帯と、両調査票に加え、2か月間の家計簿記入をお願いする基本調査の対象となる4万世帯を中心に、家計調査の調査対象世帯から抽出される個人収支状況調査の対象となる約900世帯、そして、同時期に実施される家計調査のデータを活用するための家計調査世帯特別調査から構成されることとなります。また、報告者や実査機関における負担軽減を図りつつ、所得・資産の項目の精度向上を図るため、家計調査や全国単身世帯収支実態調査の調査データも活用を行う計画です。全国消費実態調査自体の家計簿記入世帯は、前回調査の5万6,000世帯から約4万世帯へと減少しますが、この約8,000世帯のデータを活用することにより、一定の精度維持を図りつつ、報告者負担の軽減を図るものとなっています。

では、スライド7以降で変更内容をもう少し詳しく説明いたします。まず、①は、家計簿の記入を求める基本調査、つまりロングフォームと、家計簿の記入を求めない簡易調査、ショートフォームの調査を導入することによりまして、所得及び家計資産の精度向上と報告者等の負担軽減の両立を目指した変更となっています。

②は、行政ニーズに対応し、従来全体の約8.3%にとどまっておりました単身世帯の標本規模を倍の16.7%に拡大する変更で、家計簿の記入の対象となる単身世帯も約2,000世帯増加する計画です。

③は、報告者の記入負担や地方公共団体、調査員の方の実査負担を軽減することにより、非標本誤差の是正・抑制を図るため、2人以上世帯の家計簿記入期間を前回調査における単身世帯と同様の2か月に短縮する計画です。

なお、この家計簿の記入結果につきましては、3か月の平均値として従来公表されていますので、今回の期間短縮により時系列比較に支障が生じないよう、過去の調査結果のうち、10、11月分を遡及集計して提供する計画となっています。

次、スライド8ですが、④は、利活用ニーズを踏まえた調査事項の追加、学歴等の調査事項の追加を行う一方で、耐久財に関しましては、内閣府が実施しておられます消費動向調査において、毎年、主要耐久消費財等の保有・買替え状況は把握できますので、耐久財等調査票を廃止することで負担軽減を図るものです。

⑤は、家計調査でも導入されておりますレシート読取機能を実装したオンライン家計簿をこの全国消費実態調査にも導入し、家計簿の様式自体も可能な限り簡略化を図ることによって、報告者負担の軽減を図ります。なお、家計簿の記入が必要のない簡易調査対象の方につきましても郵送・オンライン回収も可能とし、報告者の方に多様な回収方法を提供するような措置も講じられているところです。

⑥は、先ほども触れましたように、同時期に実施される家計調査や全国単身世帯収支実態調査の調査データを加工するなどもしまして活用し、報告者負担の軽減を図りつつ全体の精度向上を図るものになっています。

⑦は、家計調査に係る変更です。貯蓄等調査票を段階的に変更するとともに、⑤の家計簿の簡略化に合わせた様式変更等を計画しているものです。

主な変更内容は以上のとおりですが、次のスライド9には、全国消費実態調査の前回、平成25年12月答申における「今後の課題」を簡単に整理しています。1点目は、前回初めてオンライン調査を導入したことで、実査機関における業務量の増加等も懸念されたことから、実査機関との一層の連携の強化を指摘したものです。2点目は、少し分かりにくい記述で申し訳ありませんが、趣旨としましては、調査事項の変更に当たっては、社会経済情勢や利活用ニーズの変化を勘案し、一定の方針、観点のもとに調査事項等を整理、検討すべきとの指摘です。これらの対応状況につきましては、部会審議において、今回の変更がこれらの指摘に沿った対応となっているのかを確認いただきたいと思います。

最後のスライド10は、現時点において想定される論点を参考までに整理させていただいたものです。まず、今回の変更では、家計に関する統計の体系的な整理が一層促進され、全国消費統計、家計統計という基幹統計、そして、その作成に必要な基幹統計調査として実施される両調査につきまして、その整合性が高まる中、その在り方や役割分担、さらに、全国消費実態統計、全国消費実態調査の名称についても再検討、再整備の余地があるのではないかとのものであります。

また、先ほどの前回答申の今後の課題にも関連いたしますが、今回の変更の基礎的な方針である精度向上の取組や、報告者、地方公共団体、調査員の方の負担軽減に向けた対応について、適切なものと考えられるか、更なる改善の余地はないかなどについて御審議いただければと考えています。

最後に、1番目の論点にも関連いたしますが、家計調査等のデータの活用の在り方についても御審議いただければと考えています。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**○西村委員長** ありがとうございます。

本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見等がありますか。北村委員、どうぞ。

**○北村委員** 私は全消、全国消費実態調査のヘビーユーザーで、過去30年ぐらいずっと使い続けてきておりまして、要望が1つあります。

それは、年間収入のところで、年間の可処分所得を計算するのが、例えば、貧困率とか、いろいろな税の分析をする場合でも必要になってくるのですけれども、その月々の調査に関し、可処分所得は計算できるのですが、年間収入については、今の調査票だとできてないとのことなので、それはただ、昨年の収入は幾ら、です。年収は幾らでしたかと同時に、税金は幾ら払いましたか、社会保障の保険料は幾ら払いましたかだけを聞いていただければ、非常に我々は実証上楽になる。それがないので、我々は年間にどれぐらい税金を払っ

たか、社会保障保険料を払ったかを再計算して、推計してそれで計算しているのですけれども、そこを、月々については聞いていただいているので、別にそんなに抵抗はないのではと思われるので、検討していただければと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計調査部です。御質問、御意見をありがとうございます。

北村委員から今指摘いただいた点、人口・社会統計部会の中でもまた御議論いただければと思いますが、私どもの事前の検討をさせていただいた中におきましては、実は、非消費支出の記入負担は、かなり大きくありまして、年間収入の細かく書く1.5倍程度の負担を求めることになってまいります。また、記述内容も記憶を遡ることになりますので、ややあやふやな点が出てまいります。私ども、年間の可処分所得につきましては、あくまでも計算式によるものですが、税率の仕組みは定率で決まっていますので、シミュレーションといいたまいますか、演算をしまして、今度の統計を出すときには、私どもの推計にはなりますが、可処分所得につきましても統計として表章をしていく方向で検討をしているところです。

○北村委員 その可処分所得の計算の仕方の精度がかなり高いのであれば使わせていただきたいと思います。我々、学会の方でもやってみて比べるとかいろいろなことができればよいと思うのですけれども、本来でしたら個人にきちんと答えてもらえば一番正確な数字なのではないかなと思うので、少し議論はしていただければと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい、ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 1つは単純な質問と、もう一つはお願いです。6ページの表を見ますと、家計調査世帯特別調査として、家計調査の不足項目を6,000世帯に対して調査するとの記載があります。ということは、基本調査を行うとされている4万世帯を足した4万6,000世帯が基本データになるとの理解でいいのでしょうか。もしそうしますと、8ページの記載によると、家計調査対象世帯は、家計調査に加えて10、11月はプラスオンの調査が行われることになるわけで、これが報告者負担の軽減とどうつながるかが分からないとの質問です。

お願いの方になりますけれども、8ページの例えば耐久財等調査票の廃止は、今、内閣府調査で分かるからとの指摘がありましたし、ゆうちょ銀行の点など、幾つかについては、資料には結論だけの記載なので、その理由や影響について理解出来ません。もう少し理由とかを論点に入れていただきますと、事前にその資料を見る場合、理解が進みますので、そうしたことをお願いできないかとの単純なお願いです。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 まず1つ目の標本につきましては、先ほどのとおり4万世帯と、それから6,000世帯と、それから単身のモニター調査を考えていますので、家計簿と絡めた形の標本規模は4万8,000世帯を考えています。

なお、特別調査につきましては、この6,000世帯において、全国消費実態調査で把握できていないものを補足的に調査するものですので、現在の家計調査世帯におきましては、

一定の負担をお求めすることにはなりません。しかし、この 6,000 世帯を全国消費実態調査として家計簿の記入から求めますと、その負担の方が大きく、また、市町村におけます事務の負担も増大してくることから、トレードオフの関係にはありますが、現在、体系を考えているところです。

2 点目につきましては、また統括官室からお話がありますが、個別に私どもも必要がございましたら説明に伺いますので、よろしくお願いいたします。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 2 点目につきましては、かなりの内容の変更ですので、なるべく簡略化とのことで説明をはしょっている部分があります。その点は申し訳ないと思います。決して耐久財等調査票等もこれでいいのではなくて、部会では、その理由等、それから支障、影響等も確認しながら丁寧に議論いたしたいと思えますし、また部会報告等の場におきまして、ただ今の御質問のあったようなところも本委員会に還元いたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

**○西村委員長** 他にありますか。河井委員、どうぞ。

**○河井委員** 今、野呂委員もおっしゃられたことで、澤村審査官も言及された点なのですが、耐久財の調査は、先ほどの役割分担の観点からしても、家計調査だと把握していないのだけれども、全国消費実態調査では把握しているという、非常に価値のある調査項目であったのですが、本当に動向調査で代替できるのか、慎重に検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○西村委員長** そういたします。他にありますか。

それでは、全国消費実態調査は、今の御説明にもありましたように、ジニ係数や相対貧困率の作成など、政策ニーズにも非常に密接に関連する重要な統計であります。そして、その精度向上が強く望まれているところであります。一方で、報告者の方や、それから、これも重要な点ですが、実査を伴う地方公共団体や調査員の方の負担軽減・抑制、これにも配慮する必要があります、これは精度とトレードオフの関係にもあります。

そのような状況の中、今回の変更は、報告者の負担軽減を図りつつ資産項目や年間収入の精度向上という課題に積極的に対応するため、調査方法の大幅な見直しを計画しています。

部会においては、この変更内容が、以上申し上げた課題解決に当たって十分なものになっているかどうか。それから、もう 1 点は、提供する情報が、利用者のニーズに合致した十分なものかどうかについて御審議をお願いしたいと思います。

では、本件については、人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果について、本委員会に御報告いただくことといたします。

白波瀬部会長、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第 118 号「国民生活基礎調査の変更について」の諮問です。政策統括官室から御説明をお願いします。

**○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、資料 3 の国民生活基礎調査の説明をいたします。資料 3 - 1、諮問第 118 号の概要を御覧ください。



まず、1 ページを御覧ください。調査の概要です。国民生活基礎調査は、それまで旧厚生省が実施していた4つの調査を統合することによって、世帯の状況を総合的に把握し、併せて地域別に観察できる調査として、昭和61年を初年とし、3年ごとに大規模な調査を実施し、中間年の各年には、世帯の基本的事項及び所得の状況について小規模な簡易調査を実施しています。

大規模調査におきましては、国勢調査の調査区から抽出した調査区約27万7,000世帯に世帯票・健康票の調査を実施しています。また、そのうちの一部の調査区から抽出した介護保険法の要介護者及び要支援者6,000人には介護票を、同様に一部の調査区を抽出して、約5,000世帯には所得票・貯蓄票の調査を行っています。簡易調査においては、世帯票と所得票について調査を行っていき、世帯票は国勢調査区から抽出した調査区のうち約5万5,000世帯を、所得票は約1万3,000世帯を調査対象とし、小規模で実施しています。また、調査事項につきましては、簡易調査では、所得票は大規模調査と同様ですが、世帯票の調査事項は縮減して実施しています。

調査時期につきましては、世帯票、健康票及び介護票は、6月に保健所経由で調査員が調査を実施しています。所得票及び貯蓄票につきましては、7月に福祉事務所経由で調査員調査を行っています。

2ページの調査結果の利活用状況を御覧ください。本調査の結果につきましては、厚生労働行政の様々な指標として利用されています。例えば、健康日本21の評価に、健康診断、健康診査の受診率、がん検診の受診率。年金保険制度の検討におきましては、高齢者世帯の所得の状況、高齢者世帯の所得分布などが利用されています。少子・高齢化対策関連の資料といたしましては、児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合、低所得者対策関係として、子どもの貧困率などが利用されています。また、この調査は、厚生労働省が実施しております国民健康・栄養調査や社会保障制度企画調査など、他の統計調査の母集団情報としても利用されています。

次に、3ページの調査計画の変更を御覧ください。今回の変更内容ですが、まず調査方法の変更です。本調査は、調査員による調査票の配布、回収を行ってききましたが、今回面接できない世帯にのみ調査票をポストイングし、郵送回収する方法を導入する計画をしています。ただし、来年度の大規模調査からではなく、2020年の簡易調査からの導入を計画しています。

次に、4ページの調査事項の主な変更点ですが、世帯票におきまして、教育の状況を聞く事項がありますが、その中の特別支援学級・特別支援学校の選択肢があります。これにつきまして、既に調査をした結果、捕捉率が低く、政策等への活用が困難とことが判明いたしまして、今回は削除することを計画しています。

次に、5ページの健康票の調査事項の変更です。1つは、健康食品を利用している消費者の実態を把握するために、健康食品の利用の有無を追加する計画です。もう一つが、がんの検診状況を把握する事項におきまして、これまで過去1年間の検診と過去2年間の検診の両方を聞いておりました子宮がん、乳がん検診の状況につきまして、過去1年間の検診状況の方は削除し、過去2年間の検診状況のみに変更することを計画しています。また、

胃がんにつきましては、これまで過去1年間の検診状況のみ聞いておりましたが、これを過去2年間の検診状況も追加して聞くことを計画しています。

今回の主な変更事項は以上となります。

次に、6ページの前回答申時の課題への対応状況です。前回の答申は、平成28年1月に出されていますが、今後の課題として3点ほど指摘しています。

1つは、本調査における非標本誤差の縮小に向けた取組です。その中の取組課題として、アの国勢調査と本調査の同一調査区において調査対象世帯に係る世帯属性や年齢構成等の比較・検証を行うこと、イの本調査結果と国勢調査結果の分布に係るかい離の縮小に向けた検討として推計方法の見直しについて検討を行うこと、ウの回収率の向上に向けた調査方法の検討として郵送回収の試行的な検証、オンライン調査の導入の検討を行うことがあります。

これに対する右側の実施部局の対応ですが、アの本調査と国勢調査の比較につきましては、都市部の単身・若年世帯の捕捉率が低いことを確認したとしています。イの推計方法の見直しにつきましては、有効な方法が見つからなかったため、現行の推計方法が適当となっています。ウの調査方法の検討につきましては、平成29年に郵送回収の試験調査を実施して、その結果を踏まえて今回の計画の変更を予定しているとなっています。

2つ目の課題として、調査業務の効率化のため、調査単位区の設定に係る準備調査の在り方を検討するとの課題です。これに対しましては、精度確保が困難となるため、準備調査は現行のまま実施したいとしています。

3つ目の課題といたしましては、本調査の調査設計等に関する情報提供の充実についてです。公表、提供を行う必要があるとしました、①抽出方法、②調査方法等、③推計方法、④結果精度に関する情報、⑤その他本調査結果の利用に関する情報のうち、④の地域区分別等の回収率、有効回答率等以外につきましては、既に厚生労働省のウェブページに掲載済みとされています。

以上を踏まえ、7ページに今回想定される主な論点を3つ想定しています。1つ目として、郵送回収について試験調査の結果はどのようなものであったか、今回の試験郵送回収は適切に対応するものとなっているか、大規模調査からの導入の余地はないか。2つ目として、調査事項の変更につきまして適切なものか、更なる見直しの余地はないか。3つ目として、前回答申時の課題の対応状況については適切であるか、更なる取組の余地はないか。以上、3点が論点になると想定しています。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、人口・社会統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はありますか。

この国民生活基礎調査は、様々な役割を担った統計です。その1つとして、大規模調査年における相対的貧困率の算出の基礎データとしての活用が上げられています。これは、先ほどの全国消費実態調査も同様で、来年は15年ぶりに両調査が同一の年に実施されるため、結果公表のときの関心も非常に高いと思います。

御案内のように、相対的貧困率を含めていろいろなデータで調査による齟齬が見られることで、大きな社会的な関心を集めているものです。よって、今回の諮問及び審議は非常に重要なものと考えています。さらに、この調査の結果は、厚生労働省が実施する母集団としても活用されていることから、本調査結果の精度向上は、まさに急務だと思います。

そのような状況のもとで、今回のポスティング・郵送の導入は、精度向上に向けた取組の1つと評価できますが、2020年の簡易調査からの導入は、いかにも対応が遅いと思わざるを得ません。この点は論点にも入っているようですが、前倒しをして、来年の大規模調査においても導入する余地はないのか、実査の現状を踏まえて、部会で十分に議論してほしいと思います。

また、比較するのは避けたいところですが、前回の審議のところでありましたように、全国消費実態調査との比較で考えてみる必要がどうしてもあると思います。

全国消費実態調査では、郵送回収に加えてオンラインでの回収、それから推計手法の見直しも検討されているようですが、国民生活基礎調査においては、推計方法の見直しを検討したものの実現困難との結論があったとなっています。結果として、今回の変更計画案には、ポスティング・郵送回収以外に、結果精度向上に向けた具体的な方策が見当たりません。本来ならば、実施部局から新たな方策の提案をしてもらいたいところですが、本調査結果の精度を高めるために、ほかに有効な手段はないのかを含めた本委員会としての検討も必要であると考えます。

特に重要な点は、精度向上を求めるのは急務ということです。既にいろいろなものを過去にやった結果で精度向上が見込めないから、仕方がないので現在のやり方をやりますとの説明は非常に不十分だと思わざるを得ません。したがって、もう一度きちんとした形で検討をしていただきたい。そのときに重要な点は、その後いろいろな議論も含めて前広に、余り予断を持たずにきちんと考えていただきたい。そして最善の方法で、新しい形での調査の実施をしていることを国民に対して見せる必要が当然あり、それを実現できるような審議をお願いしたいと思います。

幸いにも今回は2つの調査が同一の部会において並行的に審議されますので、全国消費実態調査における取組状況も踏まえつつ、国民生活基礎調査における更なる取組余地について、部会で十分に議論してほしいと思います。

では、本件については、人口・社会統計部会で御審議いただき、その結果については、本委員会に御報告いただくことといたします。

白波瀬部会長、よろしく申し上げます。

それでは、次の議事に移ります。

予定では諮問第119号「作物統計調査の変更について」ですが、関係する委員の御都合の関係から、人口・社会統計部会の案件をまとめて議論することとして、次の議事は、「厚生労働省の基幹統計の『社会保障費用統計』の作成方法の変更について」といたします。

この議事は、本委員会に意見を求められたものではありませんが、変更内容について、参考までに御説明願うものです。

それでは、御担当の厚生労働省から説明をお願いいたします。

**○新国立社会保障・人口問題研究所企画部長** 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所企画部長の新（あたらし）と申します。よろしくお願いいたします。

社会保障費用統計における主な作成方法の変更について説明いたします。それでは、参考2-2に基づきまして説明いたします。

まず1ページです。社会保障費用統計とはどのページですけれども、我が国の社会保障制度に係る1年間の支出とその財源収入を集計し、制度全体の収支規模や政策分野ごとの構成を明らかにするものです。

集計内容は、大きく分けて2つございまして、1つ目が社会保障支出に係る統計、これはOECD基準表と称しています。2つ目が社会保障給付に係る統計、これはILO基準表と称しています。それぞれ記載のような特徴、趣旨です。

作成方法につきましては、行政機関が所管する社会保障制度ごとに整理しています収支決算データを厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所が収集をしまして、OECDあるいはILOが作成した基準に沿って集計をしています。収支決算データが得られない制度等につきましては、単価や受給者数に基づき推計値を用いています。

公表時期につきましては、公表の早期化の要請も受け、毎年8月ごろに公表をしています。平成30年におきましては、8月31日に2016年度の結果を公表したところです。

今回の作成方法の変更をしたところについて説明をいたします。資料2枚目、作成方法の変更通知と題する資料です。大きく主なものが2つございまして、1つ目が、先ほどのILO基準表におきましての幼稚園に係る費用の追加計上をしたものです。2つ目が、OECD基準表のうち、政策分野別分類の社会支出の「保健」に係る変更です。

作成方法の変更は、国際基準における集計範囲や分類の改定に伴う変更、あるいは基準に照らしてより適切な分類やデータソースとするために実施をするものです。変更内容につきましては、ホームページ等を通じて利用者の方に向けて解説を行っています。

1点目と2点目につきまして、更に詳しく説明します。

資料の3ページ、1. ILO基準表における幼稚園に係る費用の追加のページです。従来ILO基準におきましては、幼稚園に係る費用は明確な規定がなく、教育は対象外との記述に基づき計上してこなかったものです。

平成27（2015）年に施行された子ども・子育て支援新制度におきましては、幼稚園、認定こども園及び保育所に対する給付が施設型給付として一体的に予算措置されることとなりました。これに伴い、そのうち幼稚園に係る費用だけを除いて計上することが技術的に不可能となりました。

そこで、当研究所から改めてILO事務局に照会したところ、ILO基準マニュアルの改定により、今後明確化される方向ではありますが、一般的には、幼稚園に係る費用に対する公財政支出は集計対象と考えられるとの回答を得まして、これを受け、社会保障費用統計におきましてもILO基準の社会保障給付費において、幼稚園に係る費用を新たに計上することとしました。子ども・子育て支援新制度施行の平成27（2015）年度以降から遡及修正をしました。

以上が1点目の説明です。

次に、4ページを御覧ください。2点目、OECD基準表のうち、政策分野別分類の社会支出「保健」に係る変更です。

OECD基準の「保健」を作成するに当たり、原則OECDのSHAのうち公的保健医療支出に基づくことがOECD基準社会支出マニュアルで規定をされています。我が国におきましては、SHAを現在担当しています一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会の医療経済研究機構（以下IHEP）から確報値及び速報値の提供を受けてこのOECD基準の「保健」を作成してきました。

他方、社会保障費用統計につきましては、第Ⅱ期公的統計基本計画におきまして、公表の早期化が求められており、平成28年度以降からは8月上旬に公表してきました。今般作業をするに当たり、IHEPからのデータを精査し、調整を行うことに多大な時間を要し、公表が大きく遅延するおそれがあることが判明したところです。

そのため、当研究所としては、OECD基準の「保健」につきまして、SHAのうち公的保健医療支出の速報値・確報値を用いることから、当研究所による同基準に基づいて算定した推計値に変更をしたいと判断をいたしました。当研究所における推計値と、従来のIHEPが作成するSHAに基づく推計値は、大きなかい離が生じるものではなく、特段支障がないものと考えています。

次のページの図1のグラフを御覧ください。少し分かりにくいですが、黒の実線が当研究所による推計値です。オレンジの点線②がSHAに基づく推計値です。ブルーの太線は、集計範囲が類似しており、参考となります厚生労働省の概算医療費の数値です。例年見てみますとこのような状況でして、大きなかい離はなく、特段の支障はないと考えています。

なお、2016年度につきましては、SHAに基づく推計値については、まだ提供を受けていませんので、点線が描かれていません。

1枚戻っていただきまして4ページです。以上のような方針に基づき、IHEPがSHA2011基準でOECDに登録している平成23（2011）年度以降の分について当研究所の推計値に遡及して推計するものです。当研究所としましては、基幹統計としての正確性・信頼性を確保しつつ、公表の早期化を維持したいと考えており、今後もOECD基準の「保健」のデータソースとして当研究所の推計値を利用する方針です。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

厚生労働省の説明について、御質問あるいは御意見等がありますか。

この社会保障費用統計については、これまでも前向きに改善に取り組んでおられるとのことで、今回の変更も国際基準への対応や公表の早期化を目的としたものであり、結果利用上の支障もないことが確認されたことだと思います。厚生労働省においては、今後も引き続き利用者の視点に立って、本統計の質の向上に努めていただきたいと思います。

○新国立社会保障・人口問題研究所企画部長 ありがとうございます。

○西村委員長 それでは、次の議事に移ります。

諮問第 119 号「作物統計調査の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、説明いたします。作物統計調査につきましては、今般資料 4－2 にありますように、調査計画の一部を変更したいとの申請がございましたので、統計法の規定に基づき本委員会の意見を伺わせていただくものです。

それでは、資料 4－1 に基づきまして諮問の概要を説明いたします。表紙をおめくりいただきましてスライド 1、まず現行調査の概要です。作物統計調査は、耕地と、その耕地における作物の生産実態を把握することを主な目的として、昭和 22 年、1947 年に開始されて以降、調査対象品目の見直しであるとか、調査手法の見直しを行いつつ現在に至っている基幹統計調査です。

この作物統計調査は、次のスライド 2、参考 1 の方に整理していますが、大きくは、面積調査、そして作況調査、被害調査の 3 つの調査から構成されています。今回の変更は、この 3 番目にあります被害調査のうち、共済減収調査、赤字部分の調査を中止することが中心となっていますので、次のスライド 3 にこの共済減収調査の概要を整理しています。

共済減収調査は、農業共済制度に基づく補償金を支払う際に、その損害額の妥当性を審査、認定する際の基礎資料を得ることを目的として実施されているものです。ちなみに、農業共済制度は、作物統計の開始時期と同じ 1947 年に制定されました農業災害補償法に基づきまして、自然災害や病虫害などによる損失を補填する相互扶助制度で、農家は組合に、組合は府県ごとの共済組合連合会に、更に連合会は国に支払う保険体系となっています。

この農家が組合に支払う共済掛け金や、災害時に支払われます補償金につきましては、損害の評価額を基に算定されることになっています。この損害評価につきましては、組合や連合会において実測調査等を実施して算定していますが、その妥当性を検証するに当たって、この共済減収調査の結果が活用されています。

調査の範囲につきましては、年度や引受方式、作物によって異なりますが、例えば、平成 29 年産の水稻では、共済金額が 50 億円以上の都道府県における約 5 万 7,000 筆を対象に実測調査等を実施しています。具体的には、作物統計調査の収穫量調査における実測調査結果も活用しつつ、農林水産省の地方出先機関の職員、または専門調査員の方による巡回見積り調査結果から補完して調査結果を取りまとめるものになっています。

次のスライド 4 では、作物統計調査全体の利活用状況を整理していますが、共済減収調査の中止に伴いまして、上から 3 番目の利活用に影響が生じます。

次のスライド 5 以降では、個々の変更内容を整理していますが、まず今回の変更のポイントとなっていますのは、平成 31 年産からの共済減収調査の中止です。先ほど御説明申し上げましたように、1947 年以降、農業共済制度による補償が行われてまいりましたが、来年の 1 月以降は、先月の統計委員会でも答申いただきました農林業センサスでも変更要因の 1 つとなっていました収入保険制度による補償事業が開始されます。この収入保険制度では、注記の 1 にありますように、個々に農産物の被害額を評価することに替えまして、

青色申告情報等を基に経営全体の損害額を算定する方法に変更されるものです。共済減収調査によるその損害額の妥当性を個々に検証する必要性は乏しくなるとのことです。

ただし、この収入保険制度の加入は、農業経営体の選択に委ねられます。青色申告を行っていない農業経営体の方もいますので、農業共済制度も引受方式、つまり補償方式が一部変更されて存続することになります。これまでの共済制度では、個々の耕地単位に減収を補填する一筆方式が中心となっていました。この方式は平成 33 年産をもって廃止され、注記 2 にありますように、当該地域における作物統計調査の収穫量調査結果の平均値を基準とする地域インデックス方式が導入されるなどの制度見直しが行われます。更にスライド 5 の下段にありますように、国による農業共済制度の審査方法も、収穫量調査の結果であるとか、JA等のデータを総合的に勘案する方法に変更される予定となっています。

また、これ以外の変更内容につきましては、次のスライド 6 にまとめています。まず 1 点目、畑作物収穫量調査の調査票等、3 種類の調査票につきましては、従来から集荷量や作柄に加え、作付面積も把握していることから、調査票の名称と調査事項との整合性を高めるため、作付面積調査の表記を追加するものです。

2 点目は、北海道における麦類の結果公表時期の前倒しです。これまで北海道における麦類の作付面積調査結果は、生育ステージが異なるため、他の都府県よりも 1 か月遅れで公表しておりましたが、ニーズにも対応するため、情報収集の早期化を図り、全国一律に 9 月下旬の公表とするものです。

3 点目は、集計事務の効率化を図るため、調査票の品目コード欄を追加するとともに、報告者が回答するに当たって紛れが生じないように設問や記入上の注記等を一部変更するものです。

今回の変更事項は以上のとおりですが、次のスライド 7 にありますように、前回の平成 28 年答申におきましては、主産県を対象とする調査に大きく移行したことに伴いまして、全国値の推定方法の検証・検討を今後の課題として指摘されたところ。この課題につきましては、野菜、花きについては大きな差異は生じていないとの結果が既に得られていますが、その他の作物についても引き続き検証を進めると報告を受けています。

最後のスライド 8 に今回の御審議における確認のポイントを想定としてまとめています。全体として、今回の変更は、利活用ニーズの変化等に対応したものであり、おおむね適当とは考えていますが、ただし、廃止される共済減収調査につきましては、これまで具体的にどのように利活用されていたのか、調査の中止に伴い、行政機関における利活用の支障や、更に一般の利用者に影響等はないかについて確認が必要と考えています。

私からの説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○西村委員長 それでは、農林水産省生産流通消費統計課から補足説明をお願いします。

○石田農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐 農林水産省から 2 点ほど補足説明いたします。

まず、1 点目は、今御説明いただきました資料 4-1 の 7 ページです。前回答申時の課題への対応状況で、先ほど御説明いただいたとおりですけれども、この作物統計調査の作

付面積調査と収穫量調査、これは全国調査を実施していたわけですが、なかなかウエイトの小さい県においては、毎年全国調査をするのは難しいため、報告者負担の軽減も考え、主産県調査に切り替えて実施しておりました。この方法につきましては、全国調査を実施した年のウエイトの大きな主産県、これの増減率の動向をウエイトの小さな非主産県というグループに掛けて全国値を積み上げて推計していた次第ですけれども、一部の品目におきましては、その推定値が公表値を上回るとの傾向が判明しました。このため、もう一度改めて過年時のデータを基にし、この主産県の推計方法を検討させていただきました。

7 ページ下段、対応状況ですけれども、平成 28 年産の調査は、野菜と花、これが全国調査でございました。この中で非主産県の部分を切り取りまして、この非主産県の増減率について、今までは主産県の増減率から全国値を推計していたわけですが、非主産県で見た場合の増減率でどうなるのかを掛けて計算して積み上げました。同じやり方で主産県と非主産県の 2 つの手法を検討しましたところ、野菜と花の各品目でおおむねプラスマイナス 3 % 前後の誤差の範囲内との確認をしています。この手法を更に精度の高い手法とすることを目指しており、今後も全国調査実施年におきましては、必要な同じ手法でこの検証を進めてまいりたいと思っています。

もう 1 点の補足説明です。お手持ちの資料 4 - 3、共済減収調査の中止について説明いたします。

まずは、1 点目としましては、本調査結果の公表内容・公表時期・利活用方法についてです。公表内容につきましては、共済基準減収量及びそれに係る作付面積。公表時期につきましては、調査実施後 3 か月以内。利活用方法につきましては、都道府県段階の農業共済組合連合会より農林水産大臣に報告されました連合会当初評価高、これを省内の事業担当部局におきまして、共済減収調査、本調査を基に審査・認定するための基礎資料に使われています。

2 点目としまして、調査中止に伴う行政機関における利活用上の支障、一般の統計利用者における影響についてです。この農業共済制度の見直し、先ほど御説明がありましたけれども、新たな制度となります収入保険制度への移行が見込まれています。青色申告者の青色申告書等の税務関係書類、これを基に農業者の収入の状況を把握することから、この共済減収調査は、新たな制度のもとでは審査には不要とされています。また、継続される他の引受事業につきましては、作物統計の収穫量調査のほか、JA等のデータですとか、気象等のデータの推移、都道府県試験場等の資料を審査に活用することとされておりますことから、行政における利活用上の支障はないと考えています。

ちなみに、次ページに参考資料として、私どものこの共済減収調査の公表物であります平成 29 年産共済減収調査統計表を添付しています。減収面積、減収量、共済減収量などの表章項目です。参考までに、下の欄に e - S t a t 閲覧数を掲載していますけれども、今年、2018 年 1 月から直近の 8 月までの作物統計本体の閲覧数と、うち共済減収調査を閲覧した方々の数を整理しました。26 年、27 年、28 年とありますけれども、御覧いただきますように、おおむね 1 % 未満の閲覧数となっています。



さらに、次ページですけれども、コピーが小さくて恐縮ですけれども、こちらの参考資料は、政策部局が公表しております農作物共済統計表です。本資料につきましては、共済事業ごとの実績を公表したものでして、共済減収調査を中止した後も、一般の利用者の方々におきましては引き続きこちらのデータを利用することが可能となっています。

以上、資料の補足説明になります。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件は、今御説明がありましたように、利活用状況の変化を踏まえ、共済減収調査を廃止しようとのものであり、その他一部調査票の名称の変更や品目コード欄等の追加、公表の期日の早期化を行うものであり、論点も極めて限られていると思われま。

このため、部会には付託せず、本委員会で直接議論いただき、結論を得たいと思っておりますが、そのような対応でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 では、ただ今の説明について、御質問、御意見等がありますか。

(「なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、取りまとめに入りたいと思います。

作物統計調査については、今、御審議いただきましたので、答申について文書化はまだできていませんが、今の御報告を踏まえますと、統計委員会の判断としては、これから申し上げるような答申案の内容になると考えています。

今回の変更としては、1つは、農林水産省が共済減収調査結果の利活用環境の変化に対応して、代替情報を活用することによって、報告者負担の軽減や統計調査業務の効率化を推進するものです。2つ目は、調査内容に即した適切な名称に変更するものです。3つ目は、品目コード欄等の追加により集計事務の効率化や正確性を確保するもの、4つ目は、公表期日の変更により、統計利用者の利便性の向上にも資するものです。それぞれの変更は、適当であると考えてよろしいと思います。

また、前回答申の課題で、基本計画にも記載しています主産県調査実施年の全国値の推計方法の検証は、現時点ではまだ結果が出ていないとのことなので、引き続き対応を願うこととします。

以上のような内容です。

今申し上げた内容を文書化したものにつきましては、会議終了後速やかに委員の皆様にお送りし、御確認いただきたいと思いますが、このような内容でよろしければ、この場で採択させていただき、細かな文言は私に御一任いただければと思います。

このような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、改めて答申案についてお諮りいたします。

ただ今申し上げた内容を「作物統計調査の変更について」の本委員会の答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

「統計委員会運営規則の改正等について」です。事務局から御説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、説明いたします。

まず、今般の規則改正等の前提となる統計委員会令の主な改正内容について説明いたしました後、統計委員会運営規則及び統計委員会決定の改正案等について説明いたします。

それでは、資料5-1を御覧ください。前回の統計委員会において、評価分科会の設置を内容とした統計委員会令の一部を改正する政令について、8月28日に閣議決定された旨を報告させていただきましたが、その後、8月31日に公布、施行され、評価分科会が設置されました。主な改正内容について説明いたします。

統計委員会令に第1条が追加され、第1項において評価分科会の設置が規定されました。また、第2項において、評価分科会の所掌事務が規定されており、統計法第55条第3項の規定により、委員会の権限に属せられた事項のうち、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べること、すなわち統計法の施行状況報告に関する意見のうち、主として統計技術に関する意見を述べるのが評価分科会の所掌事務とされました。さらに、第3項において、評価分科会に属すべき委員等については、内閣総理大臣が指名することとされ、第4項において、分科会長は、分科会に属する委員の互選により選任されることとなりました。加えて、第7項ですが、委員会は、委員会の定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができるものとされました。

また、評価分科会の設置に関する第1条を追加した結果、それ以降の条文については、第2条以降にずれています。

このような評価分科会の設置等を内容とした統計委員会令の一部を改正する政令が施行された結果、統計委員会運営規則や過去の統計委員会決定の改正などが必要となっています。そのため、これからお示しいたします改正案などについて御審議願います。

まず、資料5-2ですが、統計委員会令を引用している委員会決定については、統計委員会令に条ずれが生じたため、所要の整備をすることとしております。

次に、統計委員会運営規則（案）の資料5-3を御覧ください。1ページの修正については、後で説明させていただくこととし、2ページをお開きください。

評価分科会の設置に伴い、統計委員会運営規則において、評価分科会の運営について整備する必要が生じているため、部会と同様、第6条に、評価分科会の運営については、委員会の運営に関する規定を準用する条項を追加しています。この結果、部会の運営に関する条項は第7条に条ずれしています。

この条ずれに伴い、資料5-4のとおり。委員会運営規則を引用している委員会決定については、所要の整備をすることとしています。

続いて、資料5-1にお戻りください。2ページですが、統計委員会令の第3条において、委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員会の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないとされています。統計法や統計委員会令の改正に伴う統計委員会の機能強化により、先ほど説明させていただきました評価分科会や政省令の改正の審議のための統計制度部会などが新設されております。これらの分科会や部会の審議を担

当していただく9名の方々が臨時委員として任命されました。臨時委員の方々につきましては、評価分科会、部会の審議事項に応じた専門を有する方々が任命されており、本委員の方々とは異なり、関係する議事が親会である統計委員会に関わるときに出席していただくこととなります。一方で、統計委員会は、評価分科会や部会とは異なり、従来から実施している基幹統計調査の審議から、個人情報保護の観点などから審議する政省令の改正に関する審議など、幅広いものとなっています。また、親会である統計委員会は、毎月1回開催することを例として開催されています。このため、一部の議事のみ関係する臨時委員の方々に頻繁に親会である統計委員会の出席を求めるのは過大な負担になると考えております。

そこで資料5-3の1ページを御覧いただきたいのですが、委員会運営規則第3条に第3項を新設いたしまして、議事に関係のある臨時委員は、委員会に出席することができない場合に、委員長の承認を受けたときは、委員会において文書によりその意見を表明し、議決に参加することができることとし、文書により意見を表明する場合には、出席があったものとみなすこととしようと考えております。

次に、委員会が軽微な事項と認めるものの取扱いについてです。資料5-5の中段、委員会の意見の聴取の欄を御覧ください。統計法改正に伴い、統計法第45条の2の本文において、同上で定められた統計法の条項に関連する政省令を制定または改廃しようとするときは、委員会の意見を聞かなければならないとされています。ただし、下線を引いておりますが、委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りではないとされており、意見聴取の手続を省略することが可能となっています。

そこで、資料5-6のとおり、統計法第45条の2ただし書における「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて整備いたしたいと考えています。なお、委員会が軽微な事項と認めるものとしては、資料5-7のとおり、従前から統計法第9条第4項ただし書によるものがあります。資料5-6と資料5-7を並べて御覧いただければと思いますが、資料5-6の①、統計法第45条の2本文において委員会の意見を聴かなければならないとされている法令以外の法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる変更につきましては、資料5-7の委員会決定の①と同様に軽微な事項とします。

また、資料5-6の②、統計委員会の決定事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る）に従った変更につきましても、資料5-7の委員会決定の⑨と同様に軽微な事項とします。

さらに、資料5-6の③、実質的な内容変更を伴わない変更（字句の形式修正）等につきまして、資料5-7の委員会決定の⑧と同様に軽微な事項とします。

加えて、その他軽微な事項と考えられるものにつきましては、資料5-6の④のとおり、上記①から③までに掲げるもののほか、委員長及び統計制度部会長が、軽微な事項と判断した変更につきましても、資料5-7の委員会決定の（2）と同様に軽微な事項とします。

併せて、資料5-6と資料5-7の委員会決定の名称が重複してしまうため、資料5-7の委員会決定の名称について、資料5-6と同様に、根拠となる「統計法第9条第4項ただし書における」との文言を付すこととしています。

以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 それでは、資料5-2、資料5-3、資料5-4、資料5-6及び資料5-7の統計委員会運営規則及び統計委員会決定の案についてお諮りいたします。案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、案のとおり決定いたします。

また、資料5-8のとおり、評価分科会につきましては、平成29年5月の統計改革推進会議の「最終取りまとめ」において、統計委員会の通常取組とは独立して個別統計の品質の評価を行う評価チームを統計委員会の必置機関として設置するとされており、評価チームについては、評価組織にふさわしい自律性・中立性を確保することとされています。さらに、「最終取りまとめ」において、評価チームは統計委員会を通じることなく、評価結果を述べるようにすることが求められており、「最終取りまとめ」における評価チームが評価分科会に当たります。このため、「最終取りまとめ」において、評価チームについて記載されていることを評価分科会の運営の基本的考え方といたします。

そこで、資料5-9のとおり、評価分科会が統計委員会を通じることなく評価結果を述べるようにするため、統計委員会令第1条第2項に規定する評価分科会の所掌事務に関する事項については、同条7項の規定に基づき、評価分科会の議決を統計委員会の議決とすることといたします。

以上です。

それでは、何かありましたら御発言をお願いいたします。

それでは、資料5-9の評価分科会の審議事項に関する統計委員会の議決についてお諮りいたします。案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。

統計委員会令第1条第3項の規定により、分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名するとされています。本日9月28日付で、評価分科会に所属する委員及び臨時委員について、資料6-1のとおり、内閣総理大臣の指名を受けていますので、報告いたします。

また、統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に所属すべき委員、臨時委員及び専門委員は委員長が指名するとされています。本日諮問されました全国消費実態調査の審議のため西郷委員、国民生活基礎調査の審議のため北村委員につきましては、人口・社会統計部会に所属いただき、それぞれの調査の部会審議に御参加いただきたいと考えておりますので、資料6-3のとおり指名いたします。西郷委員と北村委員におかれましては、御多忙のところ恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

さらに、専門委員について、本日9月28日付で4名が任命されておりますので、統計委員会令第2条第2項により、その所属について、資料6-3のとおり指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、次の議事に移ります。「毎月勤労統計」です。

前回の統計委員会において、厚生労働省に対し、新旧指数の接続、継続サンプル系列の利用方法などに関する分かりやすい説明資料を作成し、本日の統計委員会に提出するよう要請しました。また、内閣府からのデータ提供要望に関して早急に対応するよう要請いたしました。

さらに、事務局に対しては、今回の毎月勤労統計の改定をめぐる議題をしっかりと理解するために、厚生労働省の資料とは別に、民間エコノミストの受けとめ方などについて整理した資料を作成して、統計委員会に情報提供するようお願いしました。

これらに関して、まず事務局から、続けて厚生労働省から御説明をお願いします。

**○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官** それでは、資料7-1、2ページを御覧ください。民間エコノミスト等による毎月勤労統計の主な利用事例を整理したものとなります。

その説明に先立ちまして、まず統計委員会の考え方を改めて確認いたします。下の枠内にありますが、統計委員会としては、「労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金の変化率は共通事業所を重視していく」ことが適切としています。

一方、民間エコノミスト等の利用事例を確認しますと、こちらは上段の箱となりますが、統計委員会の考え方と同様に、共通事業所に着目しているのは5件です。これに対し、統計委員会の考え方とは異なり、本系列に着目した上で共通事業所も参照しているものが15件。共通事業所への言及がないものが2件となっています。

なお、説明は割愛いたしますが、御参考までに、A3の別添では具体的な利用方法を一覧の形で整理しています。

以上のように、毎月勤労統計の利用方法に関しては、必ずしも利用者の理解が深まっていないように思われます。これを前提としますと、2ページの下段の矢印にありますが、この2つがメッセージになろうかと思われます。

1つ目は、分かりやすい説明資料を作成し、毎月勤労統計のホームページで公表することが重要である。そしてもう一つのメッセージが、この趣旨を踏まえまして、対外公表資料に更なる工夫の余地がないかを検討することが必要であるというものです。

簡単ですが、事務局からの説明は以上です。

**○野地厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当）** 続きまして、私から資料7-2について説明いたします。

前回の統計委員会で、分かりやすい資料を作成するよう要請されました。統計委員会の事務局にも御協力いただきまして、毎月勤労統計ユーザーに分かりやすいものとするよう心がけて本日提出した資料を作成いたしました。

資料の3ページから5ページでは、標本事業所の交替について説明しています。5ページにイメージを図にしたものがあります。こちらを見ていただくことで、ユーザーの皆様へ新しい標本交替のやり方について御理解いただきます。

6ページ、7ページでは、労働者のウエイトにつきまして、月々の推計や、数年に1度行われますベンチマークの更新を説明しています。

8 ページでは、サンプルの入れ替え前後の賃金額の差をきまって支給する給与で見た表を付けております。

次の9 ページに参りますと、サンプル入れ替え前後の賃金の集計結果の差、2,086 円のうちサンプル、すなわち調査対象事業所の入れ替えによるものが295 円、ベンチマークの更新によるものが1,791 円であることを説明しています。

次の10 ページには、今回のベンチマークの更新で平均賃金が増加した要因として、規模の小さい事業所の労働者のウエイトが減少しまして、規模の大きな事業所の労働者のウエイトが増加したことを説明しています。

11 ページでは、これまでのサンプルの入れ替え時の新旧平均賃金の差を要因分解した表を掲載しています。

それから、12 ページから16 ページに参りますと、毎月勤労統計で参考提供しています継続標本について説明しています。そのうちの12、13 ページでは、統計委員会で指摘いただいたことを分かりやすくユーザーの皆様にお伝えできるように心がけました。まず12 ページで、統計委員会は、「労働者全体の賃金水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく」ことが適切としていると指摘されたことを示しまして、それを13 ページに展開しています。すなわち、①として、労働者全体の賃金の水準は「本系列」（新指数）を重視していくことで、新指数における賃金水準は、標本交替やウエイト更新の実施により最も精度が高くなっているため、賃金の水準は「本系列」を見ていくこととしています。

そして、②の景気指標としての賃金変化率としては、「継続標本（共通事業所）による前年同月比」を重視していく。本系列の前年同月比などの賃金変化率では、平成30 年においては比較の対象となる1 年前の賃金水準が古い標本とウエイトに基づいたものであるため、一定の断層が含まれています。その一方で、同じ事業所を調べています「継続標本（共通事業所）による前年同月比」では、断層の影響を回避できます。また、景気指標として多数の人々が実感するのは、同一事業所の平均賃金の変化です。賃金変化率に高い関心を持つユーザーは、これを重視していくとのことです。

厚生労働省としては、前年並びに当年において「継続して調査された共通事業所（継続標本）による前年同月比」を参考提供しているところですが、こうした継続標本の水準、額とかそういったものについても、今後提供を開始する予定です。

14 ページでは、その継続標本について、概要と特徴を解説しています。ユーザーにメリットやデメリットも含めて理解していただいた上で御活用いただくことが大切であると考えています。

15 ページには、現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与額のそれぞれにつきまして、本系列と継続標本の前年同月比をグラフにして掲載しています。

資料に関する説明は以上ですが、少し補足いたしますと、まず、前回統計委員会の場で内閣府からデータ提供の依頼がございました。その後、内閣府と話し合いまして、必要なデータにつきましては、順次作成してできたものから御提供しています。

また、今後ユーザーに対しては、情報提供を充実させることとしまして、本日説明いたしました資料は、厚生労働省のホームページに掲載いたしました。

以上で私の説明を終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。

厚生労働省から内閣府に対してデータが提供されたとのことですが、内閣府はこれについて何か補足的なことがありますか。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 先月の統計委員会におきまして、私どもの方から分析のためにデータを幾つかお願いをいたしました。そのうち、産業計及び産業別の「現金給与総額」につきまして、要因分解したデータを頂戴したところです。これから厚生労働省の御協力も得ながら分析、検討を行ってまいりたいと考えています。また、分析、検討の結果につきましては、それが出た段階で改めて報告を申し上げたいと考えています。

○西村委員長 その御報告とは、新しい推計のやり方及びその内容についてですか。

○二村内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 分析、検討をした結果です。

○西村委員長 分かりました。

それでは、事務局及び厚生労働省からの御説明等について、御質問あるいは御意見等がありますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 大変こうした変則的なことが起こる環境の中で、うまく、きちんと取組を統計委員会の議論を踏まえながらやっていただいている点は大変結構なことだと思います。

その上でお願いですが、せっかくこれだけいいことをやっておられるので、ただこの資料をホームページに載せるだけですと、多分気がつかないユーザーが多いのではないかとの気がします。毎月毎月報告を出しておられますが、その中にも「標本交替によって結果の解釈について注意が必要です」との文言を入れられるのでしょうか。あるいは、既にもう標本交替の影響が出ているわけなので、そこをこれまでの公表資料の3割ですが、概要のところに記載されておられるのでしょうか。是非私はやっていただいたらいいのではないかと思います。ホームページだと多分見てもらえないおそれがあり、そういうことで案外誤解が広がることもあるかと思うので、是非毎月見られる概要資料の中にも、「何かこの資料を見てください」と入れていただいたらどうか、と思います。

これは意見であり、またお尋ねでもあるので、どんな感じなのかをお聞きできたらと思います。

○西村委員長 事務局と厚生労働省、両方回答をお願いします。

○野地厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 余り目立たないところになってしまうのですが、現在でも、特に最近公表された確報でも、こうした影響が出ていることは注意として説明しています。さらに、前回お出しした資料についてはホームページでも既に公表しておりまして、そちらの方も利用上の注意のところURL等を紹介しております。さらに公表資料につきましても、もう少しユーザーにお知らせするよう考えていく予定です。

○西村委員長 事務局から補足してください。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 公表資料に更なる工夫の余地がないかは、統計委員会としても求めてまいりたいと考えており、厚生労働省と御相談しながら改善に努めてまいります。

○西村委員長 ほかにありますか。

厚生労働省、そして事務局、どうもありがとうございました。

本日の説明資料によって、統計ユーザーの理解も深まると期待しております。繰り返しのようになりますが、労働者全体の賃金の水準は当然ながら本系列、それから、景気指標としての賃金の変化率は共通事業所を重視していくのが最も重要なメッセージと考えております。これは、景気指標として多くの人が実感するのは、自分の今年の賃金が昨年と比べて上がったかですから、これは継続して調べているサンプル、つまり共通事業所、そこにいる人の賃金がどれだけ上昇したかは、これが上昇率の一番実感に合うイメージ、実感に合う指標になるわけです。そうしたことを含めて、しっかりと利用者に説明を尽くしていくことが大事で、お願いしたいと思えます。

また、こうした説明がローテーション・サンプリングを導入した4月の公表時点で同時に行われなかったのは、大きな反省点だと考えています。これは非常に重要な点で、タイムリーに情報を出すことが極めて重要で、そのときの情報の出し方は、分かりやすいように情報を出すのが一番基本になります。そういう中で統計のユーザーの見方によって、その統計をどう解釈するのか、そしてどう使うのかを、きちんと統計ユーザーの方で分析できる十分な資料が提供されることが重要になるわけです。統計を作る者は、その時点での最善の方法で統計を作らなければなりません。そのためには、様々なベンチマークの変更もそうですし、それによってある種の断層が出てきます。しかし、その断層がどうして起きたかを明確に説明すれば、その統計をどうやって使ったらいいのかが分かるわけです。そういうことが根本的に重要だと考えておりますので、その点よろしく申し上げます。

厚生労働省は、今後こうした説明を毎年実施する改定と同時に提供すること。場合によって必要に応じ、あらかじめ注意喚起しておくことは重要であると思えます。

一方、厚生労働省からデータ提供を受けた内閣府においては、早急に分析を進め、その結果を統計委員会に報告するように申し上げます。

それでは、次の議事に移ります。

「平成31年度の統計改革に関するリソースの要求状況について」です。取りまとめ担当である総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○北原総務省政策統括官（統計基準担当）付管理官 資料8を御覧下さい。平成31年度統計リソースの要求状況です。

去る7月20日に「平成31年度における統計行政の重要課題の推進のための統計リソースの重点的な配分に関する建議」をいただきました。ここで、統計リソースを重点的に配分すべきとされております取組につきまして、各府省が要求しました平成31年度の予算、機構・定員の状況を取りまとめてあります。

下に予算要求195.1億円とあります。大きな事項ごとに取りまとめています。



また、次の2ページの中段に機構要求、御覧のような要求を行っています。また、定員要求については、振替・時限増員を含め25名とまとめています。

次の4ページに、参考で各府省別のものを載せています。

それから、最後のページに、車の両輪であるEBPMに関するリソースの要求状況についても参考としてお付けしています。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

総務省政策統括官室の説明について、御質問あるいは御意見等がありますか。

(「なし」の声あり)

今年7月の統計委員会からの建議に沿って、各府省から非常に大事な要求がなされています。是非要求が実現するよう、各府省においてしっかりと査定当局と調整を進めていただくとともに、総務省からもしっかりと働きかけをお願いします。

また、この1点、重要な点ですが、EBPM関連の要求もなされています。統計とEBPMは車の両輪ですので、EBPMとの連携もしっかりと図っていただきたいと思います。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、10月25日、木曜日の午前に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第126回統計委員会を終了します。